# 岡崎市一般廃棄物処理施設搬入要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、岡崎市が設置し、管理する一般廃棄物処理施設（し尿処理施設を除く。以下「処理施設」という。）への廃棄物の搬入に関し必要な事項を定めることにより、廃棄物の適正な処理及び再生利用を推進するとともに、処理施設の安全かつ円滑な管理運営を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成７年岡崎市条例第14号。以下「条例」という。）及び岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（平成７年規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

⑴　搬入者　廃棄物を処理施設へ搬入する者をいう。

⑵　排出者　一般廃棄物を排出した者をいう。

⑶　被災者　市内において火災その他の災害により被災し、市が発行するり災証明書の交付を受けた者をいう。

⑷　被災廃棄物　被災者が、当該被災により生じた一般廃棄物をいう。

⑸　展開検査　搬入された廃棄物を開披し、その内容を確認する検査をいう。

（搬入者の責務）

第３条　搬入者は、法、条例、規則並びにこの要綱及びその他関係法令を遵守するとともに、市長が処理施設の管理運営上必要として行う指示又は措置に従わなければならない。

（搬入対象）

第４条　処理施設へ搬入することができる廃棄物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

⑴　別表１に掲げる一般廃棄物であって、市内で発生したもの

⑵　条例第８条第３項に規定する産業廃棄物

⑶　法令、条例、規則又は協定等により、市長が認めた他の市区町村の一般廃棄物

（搬入条件）

第５条　市内に住所を有する者又は市内に所在する土地若しくは建物の占有者は、前条第１号に規定する一般廃棄物のうち、多量廃棄物、粗大ごみその他市長が処理施設への搬入が適当と認めるものを搬入することができる。

（搬入日時及び搬入施設）

第６条　搬入者は、別表２に定める処理施設、搬入日時その他市長が定める事項に従い、廃棄物を搬入しなければならない。

２　市長は、処理施設の維持管理、災害その他やむを得ない理由により必要があると認めるときは、搬入日時若しくは搬入場所を変更し、又は搬入を停止することができる。

（搬入の申出）

第７条　搬入者は、廃棄物を搬入しようとするときは、その区分に応じ、次に掲げる様式に必要事項を記載し、提出しなければならない。

⑴　一般家庭が廃棄物等を搬入する場合　一般廃棄物処分申出書（家庭系）（様式第１号）

⑵　事業活動に伴って生じた一般廃棄物を搬入する場合　一般廃棄物処分申出書（事業系）（様式第２号）

⑶　一般廃棄物収集運搬業の許可業者が搬入する場合　一般廃棄物処分申出書（許可業者）（様式第３号）

⑷　産業廃棄物を搬入する場合　産業廃棄物処分申請書（様式第４号）

２　市長は、前項の申出又は申請の内容を確認するため必要があると認めるときは、搬入者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

（搬入資格等の確認）

第８条　市長は、廃棄物の適正な処理を確保するため必要があると認めるときは、搬入者に対し、次に掲げる事項について確認を行うことができる。

⑴　搬入者の氏名及び住所

⑵　排出者及び排出場所

⑶　搬入しようとする廃棄物を搬入する権限

⑷　一般廃棄物収集運搬業の許可その他搬入に必要な資格又は権限

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

２　市長は、前項の確認のため必要があると認めるときは、搬入者に対し、本人確認書類その他必要な書類の提示又は提出を求めることができる。

（搬入物の確認）

第９条　市長は、この要綱の施行に必要な限度において、搬入しようとする廃棄物について、その種類、性状、数量その他受入れの可否を判断するために必要な事項を確認することができる。

２　市長は、前項の確認の結果、搬入しようとする廃棄物について説明又は資料の提出が必要であると認めるときは、搬入者に対し、その説明又は資料の提出を求めることができる。

（搬入車両の制限）

第10条　家庭生活に伴って生じた一般廃棄物を排出者自らが搬入するときは、最大積載量２トン以下の車両又は最大積載量３トン以下かつ自動車登録番号標の分類番号の上一桁が４である小型貨物自動車により搬入しなければならない。

（搬入量の制限）

第11条　家庭生活に伴って生じた一般廃棄物を排出者自らが搬入するときは、別表３に定める搬入量の制限を超えて廃棄物を搬入してはならない。

（搬入者による前処理）

第12条　搬入者は、別表４に掲げる廃棄物を搬入しようとするときは、あらかじめ同表に定める前処理を行わなければならない。

（展開検査）

第13条　市長は、この要綱の施行に必要な限度において、搬入しようとする廃棄物について、展開検査を行うことができる。

２　搬入者は、市長から展開検査の実施に必要な協力を求められたときは、これに応じなければならない。

（受入拒否）

第14条　市長は、搬入しようとする廃棄物が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その搬入を拒否することができる。

⑴　法、条例その他関係法令に違反するとき

⑵　第４条から第13条までの規定に違反するとき

⑶　別表５に掲げる受入不可物に該当するとき

⑷　処理施設において適正な処理ができないとき

⑸　施設の管理運営上支障があると認めるとき

⑹　前各号に掲げるもののほか、市長が搬入を不適当と認めるとき

（搬入作業）

第15条　搬入者は、廃棄物の荷下ろしその他の搬入作業を、市長又はその指示を受けた者の指示に従って自らの責任において行わなければならない。

２　搬入者は、前項の搬入作業に当たり、処理施設又は他の搬入者に危害又は支障を及ぼすおそれがある行為をしてはならない。

３　市長は、搬入者が前２項の規定に違反すると認めるときは、搬入作業の中止その他必要な措置を指示することができる。

（産業廃棄物の搬入）
第16条　条例第８条第３項の規定により処理する産業廃棄物を搬入しようとする者は、この要綱に定める手続その他の規定に従わなければならない。

（手数料及び使用料の納付）
第17条　搬入者は、条例及び規則の定めるところにより、手数料又は使用料を納付しなければならない。
２　手数料の納付は、現金又は市長が認める情報通信技術を利用して納付する方法により行うものとする。
３　使用料の納付は、現金により納付するものとする。
４　前２項の規定にかかわらず、あらかじめ後納を認められた者は、この限りでない。

（手数料の減免）
第18条　市長は、条例及び規則の定めるところにより、手数料を減額し、又は免除することができる。

（被災廃棄物の搬入）
第19条　被災者は、被災廃棄物を、処理施設へ搬入することができる。
２　被災者は、被災廃棄物を搬入しようとするときは、あらかじめ市長と協議し、市長が認めた期間内に搬入しなければならない。
３　市長は、前項の協議に当たり、必要があると認めるときは、被災廃棄物の内容その他必要な事項について確認を求めることができる。

（委任）
第20条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則
（施行期日）
１　この要綱は、令和９年１月１日から施行する。
（岡崎市廃棄物等搬入要綱の廃止）
２　岡崎市廃棄物等搬入要綱（平成17年10月１日制定）は廃止する。
（経過措置）
３　この要綱の施行の際、現に前項の規定による廃止前の岡崎市廃棄物等搬入要綱の規定により後納を認められている者は、第17条第４項の規定により後納を認められた者とみなす。

別表１（第４条関係）

<table>
<tr><th colspan="3">分別区分</th><th>主な対象品目</th></tr>
<tr><td colspan="3">可燃ごみ</td><td>生ごみ、草・木、汚れた紙くず、汚れた容器包装、皮類、紙おむつ等</td></tr>
<tr><td colspan="3">不燃ごみ</td><td>ガラス類、陶磁器類、金属製品、アルミホイル・アルミ製品、鏡、割れたびん、傘等</td></tr>
<tr><td colspan="3">粗大ごみ</td><td>可燃ごみ、不燃ごみのうち、指定袋を利用できない大きさ又は重さのごみ（家具、自転車等）、自家用の自動車・自動二輪車のタイヤ、バッテリー</td></tr>
<tr><td rowspan="5">資源物</td><td colspan="2">紙類</td><td>紙製の容器包装、紙製の製品（素材の大部分が紙でできたもの）</td></tr>
<tr><td colspan="2">ペットボトル</td><td>ペットボトル（飲料用、しょうゆ、酒類、調味料（油分を含まないもの））</td></tr>
<tr><td colspan="2">プラスチック類</td><td>プラスチック製の容器包装、プラスチック製の製品（素材の大部分がプラスチックでできたもの）、ゴム製の製品</td></tr>
<tr><td colspan="2">空き缶</td><td>飲料、食品用の金属製の缶、金属製のキャップ・ふた</td></tr>
<tr><td colspan="2">空きびん</td><td>飲料、食品用及び化粧品のガラス製のびん（ビールびん、一升びんを含む。）</td></tr>
<tr><td colspan="3">発火性危険ごみ</td><td>スプレー缶、カセット式ガスボンベ、ライター</td></tr>
<tr><td colspan="3">有害ごみ</td><td>水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計、蛍光管、電池類（乾電池、小型充電式電池、ボタン電池）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">資源物</td><td rowspan="4">古紙類</td><td>新聞</td><td>新聞紙（折込みチラシを含む。）</td></tr>
<tr><td>雑誌</td><td>雑誌、本、カタログ、パンフレット</td></tr>
<tr><td>ダンボール</td><td>ダンボール（紙箱類、厚紙を含む。）</td></tr>
<tr><td>牛乳パック</td><td>牛乳パック、飲料用の紙パックで内側が白いもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">古着</td><td>再使用可能な衣類、毛布、シーツ、タオル</td></tr>
<tr><td colspan="2">小型家電</td><td>家電４品目及びパソコン以外の家電製品（その付属品を含む。）</td></tr>
</table>

別表２（第６条関係）

| 市ごみ処理施設 | 所 在 地 | 曜 日 | 受付時間 | 搬入対象物 |
|---|---|---|---|---|
| 八帖クリーンセンター | 岡崎市八帖南町字立島２番地1 | 月～金曜日 | 8:30～16:00 | 可燃ごみ、資源物（小型家電を除く）有害ごみ、発火性危険ごみ、粗大ごみ（可燃性のみ） |
| | | 土曜日 | 8:30～11:30 | |
| 中央クリーンセンター | 岡崎市板田町字西流石２番地１ | 月～金曜日 | 8:30～16:00 | 可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、有害ごみ、発火性危険ごみ、粗大ごみ |
| | | 土曜日 | 8:30～11:30 | |
| 廃棄物再生利用施設 | 岡崎市高隆寺町字阿世保５番地１<br>ほか１か町地内 | 月～金曜日 | 8:30～16:00 | 不燃ごみ<br>粗大ごみ（不燃ごみのみ） |
| 北部一般廃棄物最終処分場 | 岡崎市東阿知和町字大入1番地36 | 月～金曜日 | 8:30～16:00 | 不燃ごみ（ガラス類、陶磁器類、コンクリート、ブロック、土砂等（以下「埋立物」という。）に限る） |

12月29日から１月３日の受付時間は、その都度別に定める。

別表３（第11条関係）

| 対象物 | 数量 | 条件等 |
|---|---|---|
| 畳 | 10枚／日 | |
| 布団（綿、羽毛入り） | ５枚／日 | 毛布、タオルケット等で袋に入れた物を除く。 |
| 座布団 | 10枚／日 | |
| 自転車 | 10台／日 | |
| 建具（ふすま、引戸） | 10枚／日 | |
| タイヤ、ホイール | ５本／日又は<br>10本／年 | 自家用自動車・自動二輪車用で使用した物に限る。 |
| バッテリー | ２個/日 | |
| パチンコ台、スロット台 | ２台/日 | |
| 小屋等解体物、埋立物、トタン等 | 軽貨物<br>１台分/日 | 自ら物置､納屋等を解体した廃材に限る。 |

この表に掲げる対象物は、家庭生活に伴って生じた一般廃棄物に限る。

別表４（第12条関係）

<table>
<tr><th>対象物</th><th>条件等</th></tr>
<tr><td>樹木、根株、丸太等</td><td>
<table>
<tr><th>太さ・厚さ</th><th>長さ</th><th>その他</th></tr>
<tr><td>10cm未満</td><td>1.8m以下</td><td>枝払いをする。</td></tr>
<tr><td>20cm未満</td><td>50cm以下</td><td>枝払いをする</td></tr>
<tr><td>30cm未満</td><td>50cm以下</td><td>縦二ツ割以下</td></tr>
<tr><td>30cm以上</td><td>50cm以下</td><td>縦四ツ割以下</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>竹</td><td>長さを１m以下とし、枝払いをする。</td></tr>
<tr><td>リヤカー</td><td>タイヤ・板・骨組みに分解する。</td></tr>
<tr><td>建物廃材、トタン等</td><td>解体し、可燃ごみ、不燃ごみ、埋立物に分別する。<br>板状の物の大きさは畳１枚を目途とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">　その他、市ごみ処理施設の設備能力上、搬入者による前処理が必要なものと市長が判断した物は、その都度指示する。</td></tr>
</table>

別表５（第14条関係）

| 区分 | 具体例 |
|---|---|
| 有害性のある物 | 硫酸、塩酸、農薬、苛性ソーダなど |
| 危険性のある物 | 化学薬品、塗料、廃油など |
| 引火性のある物 | プロパンガスボンベなど |
| 処理が困難な物 | ピアノ（ピアノ線が入っているもの)、大型温水器、ソーラーパネルなど |
| フロン類の処理が必要な物 | 家庭で使われていた業務用のエアコン・冷蔵庫冷凍庫（ともに処理後の搬入は可能） |
| リサイクルに関する法令、制度が整備されている物 | 特定家庭用機器再商品化法（平成10 年法律第97 号）に規定する特定家庭用機器、パーソナルコンピューター、廃消火器、ＦＲＰ製船舶、自動車・自動二輪・原付等25cc 以上の原動機を動力とする機械（ボディ、シャーシ、エンジン廻り品（マフラーを含む)、ミッション廻り品、足回り品、ブレーキ廻り品、硝子類、エアコン、エアバック付ハンドル、エアバック付ダッシュボード、エアバック付シート） |
| 市の施策によるもの | 古紙類（事業系） |

様式第１号

# 一般廃棄物処分申出書（家庭系）

年　　月　　日

（宛先）岡崎市長

(搬入者)住　所.....

氏　名.....

電　話.....　―　　―.....

次のとおり一般廃棄物の処分をしてください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 発生場所 | 岡崎市　　□住所に同じ | | |
| 排出者氏名 | | 搬入者との関係 | □本人　□家族（続柄　　） |
| 搬入品目 | □ 自転車（　　台）　□ タイヤ（　　本）　□ 畳（　　枚）<br>□ 布団（　　枚）　□ 座布団（　　枚）　□ ﾊﾞｯﾃﾘｰ（　　個）<br>□ その他（　　） | | |
| 搬入理由 | □ 引越し　□ 遺品整理　□ 解体前整理　□ 不用品整理<br>□ その他（具体的に：　　） | | |
| 【誓約事項】…チェック☑を記入してください。<br>□　申出書の記載内容に相違ありません。なお、虚偽の申出その他不正な方法により搬入した場合は、搬入を拒否され、又は搬入停止等の措置を受けても異議を申し立てません。<br>□　搬入した一般廃棄物及び混入した物品について、捜索、返還請求その他一切の請求を行いません。 | | | |

注　太線の枠内を記入してください。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 搬入場所 | □ 焼却施設（ □ 八帖　□ 中央 ）　□ 埋立 | | | | |
| 処理区分 | □ 可燃ごみ　□ 不燃ごみ　□まざり | | | | |
| 自動車登録番号 | | | | | |
| 住所等確認書類 | □ 運転免許証　□ マイナンバーカード　□ 住民票の写し<br>□ その他（　　） | | | | |
| 搬入時車体重量 | kg | 数量 | kg | 手数料額 | 円 |

| | |
|---|---|
| □ 搬入不適物あり（この品目は受け入れできません。）<br>品目： | 確認者 |

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする

様式第２号

一般廃棄物処分申出書（事業系）

年　　月　　日

（宛先）岡崎市長

（搬入者）住　所……

氏　名……

電　話……　―　　―……

次のとおり一般廃棄物の処分をしてください。

| | | |
|---|---|---|
| 発　生　場　所 | 岡崎市 | □住所に同じ |
| 排 出 者 氏 名 | | □搬入者に同じ |
| 処　理　区　分 | □ 可燃ごみ | |
| 搬　入　品　目 | □ 草　　□ 樹木<br>□ その他（　　） | |
| 【誓約事項】…チェック☑を記入してください。<br>□　申出書の記載内容に相違ありません。また、搬入する廃棄物は事業活動に伴って生じた一般廃棄物であり、虚偽の申出その他不正な方法により搬入した場合は、搬入拒否その他必要な措置を受けても異議を申し立てません。 | | |

注　太線の枠内を記入してください。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 搬　入　場　所 | □ 焼却施設（ □ 八帖　　□ 中央 ） | | | | |
| 自動車登録番号 | | | | | |
| 搬　入　時<br>車　体　重　量 | kg | 数　量 | kg | 手数料額 | 円 |

□ 搬入不適物あり（この品目は受け入れできません。）

品目：

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする

様式第３号

# 一般廃棄物処分申出書（許可業者）

年　　月　　日

（宛先）岡崎市長

（搬入者）住　所……

氏　名……

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

許可番号……第……号

次のとおり一般廃棄物の処分をしてください。

| | |
|---|---|
| 発　生　場　所<br>（複数の場合は代表場所） | 始め（　　）箇所 |
| 排　出　者　氏　名<br>（複数の場合は代表者） | 始め（　　）名 |
| 処　理　区　分 | □ 可燃ごみ　　□不燃ごみ（家庭系一時多量） |
| 搬入担当者氏名 | |
| 搬入担当者連絡先 | —　　— |

【誓約事項】…チェック☑を記入してください。

□ 申出書の記載内容に相違ありません。また、搬入する廃棄物は適法に収集運搬を受託した一般廃棄物であり、虚偽の申出その他不正な方法により搬入した場合は、搬入拒否その他必要な措置を受けても異議を申し立てません。

□ 排出者及び排出場所を確認できる帳簿その他の資料を備えており、市長から提示又は提出を求められた場合は、速やかにこれに応じます。

注　太線の枠内を記入してください。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 搬　入　場　所 | □ 焼却施設（□ 八帖　□ 中央）　□再生利用施設　□ 埋立 | | | | |
| 自動車登録番号 | | | | | |
| 搬　入　時<br>車　体　重　量 | kg | 数　量 | kg | 手数料額 | 円 |

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする

様式第４号

# 産業廃棄物処分申請書

年　　月　　日

（宛先）岡崎市長

（申請者）住　所……

氏　名……

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

次のとおり産業廃棄物の処分をしてください。

| | |
|---|---|
| 搬入許可番号 | |
| 種類 | □ 繊維くず　□その他（　　） |
| 処理区分 | □ 可燃ごみ |
| 発生場所 | |
| 搬入担当者氏名 | |
| 搬入担当者連絡先 | —　　— |

【誓約事項】…チェック☑を記入してください。

□ 申請書の記載内容に相違ありません。また、搬入する産業廃棄物は、岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成７年岡崎市条例第14号）第８条第３項の規定により、受入れが認められるものであり、虚偽の申請その他不正な方法により搬入した場合は、搬入を認められず、又は搬入停止その他必要な措置を受けても異議を申し立てません。

注　太線の枠内を記入してください。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 搬入場所 | □ 焼却施設（中央） | | | | |
| 自動車登録番号 | | | | | |
| 搬入時車体重量 | kg | 数量 | kg | 使用料額 | 円 |

用紙の大きさは、日本産業規格A列４とする